

市議会・選挙

市議会

 議会事務局  870-0763

市議会は、市民から選挙で選ばれた17人の議員から構成され、条例の制定や改廃、予算の決定、その他重要な契約の締結や財産の取得・処分などについて市の意思を決定する議決機関です。

本市議会では、会期を約1年(通年議会)としており、定例的に本会議を開く「定例月議会」(年4回(3・6・9・12月))と必要に応じて本会議を開く「特別議会」があります。

また、本会議以外にも議案をより能率的・専門的に審査するための常任委員会、特定の事項や重要な問題についての調査研究を行う特別委員会などを設けています。なお、本市議会には、「街づくり」、「未来づくり」、「予算決算」の3つの常任委員会を設置しています。

◆本会議・委員会の傍聴

本会議・委員会は公開されており、どなたでも傍聴できます(乳幼児などは制限されています)。傍聴を希望される場合は、会議当日に議会事務局(本館2階)までお申し出ください。傍聴の定員は、本会議が52人(車いす席2席を含む)・委員会が10人以内です。

なお、定例月議会などの日程は「議会だより」や広報「だいたい」、議会のホームページ、市議会公式SNSなどでお知らせしています。

◆会議録の閲覧

会議録は、本会議・委員会それぞれの会議の内容を記録したもので、市民情報コーナーや市立図書館、市議会ホームページでご覧いただけます。

また、市議会ホームページでは本会議のライブ中継を行っており、録画映像も同ホームページで公開しています。

◆市政について意見や要望のあるとき

市政について市民の皆さんが直接市議会に要望できる制度として、「請願」と「陳情」があります。請願には、内容に賛同する議員(紹介議員)を必要とします。

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

選挙

 選挙管理委員会事務局  870-0764

◆選挙人名簿への登録と時期

住民基本台帳に記載されて引き続き3か月以上経過した満18歳以上の日本国民であれば、選挙人名簿登録期ごとに自動的に登録します。

▶ 定時登録

毎年3月・6月・9月・12月の各1日現在を基準日として登録します。

▶ 選挙時登録

選挙が行われるときに基準日と登録日を定めて登録します。

◆登録の抹消

選挙人名簿は永久的なものですが、次の場合には名簿から抹消します。

- 死亡または日本の国籍を失ったとき
- 転出して4か月を経過したとき
- 誤って登録されているとき

◆期日前投票

投票は、投票日に投票所で行うのが原則です。

しかし、仕事や旅行・用務などで投票日に投票できない見込みの人は、公(告)示日の翌日から投票日の前日までの間、選挙管理委員会が指定する場所で期日前投票をすることができます。

◆不在者投票

選挙期間中、仕事や旅行・用務などで、名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

病院・老人ホームなど(指定施設に限ります)に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票をすることができます。

また、身体に重度の障害のある人には、郵便を利用して自宅で投票できる不在者投票制度があります。この制度を利用するには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

◆点字投票と代理投票

目が不自由な人は、点字を用いて投票することができます。

また、体が不自由な人で、自ら投票用紙に候補者の氏名を書くことができない場合は、第三者の立ち会いのもと代理者が選挙人に代わって記載します。

点字投票・代理投票を希望する人は、投票所でその旨を申し出てください。

◆在外投票

外国に住所を有する満18歳以上の日本国民は、在外選挙人名簿に登録することによって国政選挙に参加する在外投票ができます。

詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。